

環境基本条例 骨子案に対する質疑応答（まとめ）

（ ）：質問、（ ）：意見

全般：「努めること」「進めること」「講ずること」などの使い分けはしているのか？（島田）

現段階では明確にしている訳ではないので、今後条文づくりの中で検討する（川合）

p 5 [基本施策]:「環境保全のための事前調査及び配慮」とあるが、事後の継続的な点検・調査が必要と考えるがどうか？（島田）

提案として受け止めて、専門委員会で検討したい。ただ、現時点では市として独自の環境アセスメントまでは考えていない。それは市としてそこまで体制が構築できないと思われるからで、身の丈にあったものにしていこうとしている（川合）

環境配慮計画書の提出は、開発事業者が提出するものか、それとも市の方で出すものか？（竹下）

今後検討することだが、一般的には開発事業者が提出するという方法が取られている（川合）

このことについて提案があるので、後日提出したい（竹下）

p 1 [ポイント]:「口語体で表現する」としているが、高橋先生の話でもあったように、前文ではよいが条文を口語体にするとう格調が下がったり、ポイントがぼやけたりするのでどうかと思う（島田）

意見については理解しているので、何を優先させて考えるか今後条文づくりの中で検討したい（川合）

全般：理念条例しかできないのか？ 理念条例は強制できる力はなく、みんなで努力しましょうという条例なので、そうした条例しかできないのか？（山下）

環境基本条例の最も重要なことは、みなさんと作ってきた環境基本計画を法的に位置づけること。環境行政を推進する組織体制（市民側と行政側）がしっかり保障されることである。多くは環境基本条例を作ってから環境基本計画を作り始めるが、日進市ではまず環境基本計画を作ることから始めた。それは計画をつくる中で出てくる皆さんの想いをできる限り条例の中に盛り込みたいと考えたからで、それは理念条例に終わらずに一步でも二歩でも踏み込んだ条例にしたいという気持ちがあったからである。例えば進行管理の方法、土取りに少しでも歯止めができるようにとか。ただ、強制できるような個別条例は、基本条例とセットで作ることも考えていたが、議会のことも考えて、まず理念をしっかりと押さえることが大切だと今は考えている。その後、身の丈のあった個別条例を作っていく方向としたい。（杉浦）

全般：条例の内容は環境基本計画の内容と似通っているので、基本条例の下に重点プロジェクトを持ってくればよいと思った。冊子ばかり増えてしまう（松本）

重なる部分もあるが、基本条例 - 環境基本計画 - 重点プロジェクトというのは棲み分けがなされている。基本条例に掲げた基本的な取り組みや基本施策を具体的に計画にまとめたのが環境基本計画である（川合）